

# 公 示 書

九州技術事務所において、自動販売機の設置による営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成25年12月20日

九州地方整備局  
九州技術事務所長 後田 徹

- 1 対 象 者  
九州技術事務所において自動販売機の設置による営業を希望する者
- 2 対 象 施 設  
名 称 九州技術事務所 本所及び研修所  
所 在 地 久留米市高野1-3-1
- 3 営業を希望する者の資格要件等
  - (1) 参加資格要件
    - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
    - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
    - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
    - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
    - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
    - ⑥ 暴力団員又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
  - (2) 誓約書の提出  
営業申請書の提出の際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出しなければならない。

#### 4 個別説明

営業申請書類等の配布および申請方法並びに営業施設の概要および営業にあたっての条件についての個別説明を下記のとおりおこないますので、あらかじめ来庁日時を下記の問い合わせ先へ連絡のうえ、必ず受けてください。

なお、個別説明を受けなかった者についての申請は受け付けません。

- (1) 期 間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月21日(火)
- (2) 時 間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
- (3) 場 所 久留米市高野1-3-1  
九州技術事務所 総務課

#### 5 申請受付

- (1) 受付期限 平成26年 1月27日(月)まで
- (2) 受付時間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
- (3) 場 所 久留米市高野1-3-1  
九州技術事務所 総務課

#### 6 営業業者の決定方法

提案内容および経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を決定します。

#### 7 問い合わせ先

久留米市高野1-3-1  
九州技術事務所 総務課(担当:上田)  
電話(0942)32-8245 内線214